（記載上の注意）
1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3　法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別表第二（第５条関係）

第１号様式

第　　期末（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
現金預け金		コールマネー	
コールローン		売現先勘定	
買現先勘定		借用金	
買入金銭債権		社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		賞与引当金	
貸出金		役員賞与引当金	
その他資産		退職給付に係る負債	
有形固定資産		役員退職慰労引当金	
建物		特別法上の引当金	
土地		繰延税金負債	
リース資産		支払承諾	
建設仮勘定		負債の部合計	
その他の有形固定資産		（純　資　産　の　部）	
無形固定資産		資本金	
ソフトウェア		資本剰余金	
のれん		利益剰余金	
リース資産		株主資本合計	
その他の無形固定資産		その他有価証券評価差額金	
退職給付に係る資産		繰延ヘッジ損益	
繰延税金資産		為替換算調整勘定	
支払承諾見返		退職給付に係る調整累計額	
貸倒引当金	△	その他の包括利益累計額合計	
投資損失引当金	△	株式引受権	
		非支配株主持分	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）
1　株式会社国際協力銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。
①　連結の範囲に関する事項
②　持分法の適用に関する事項
③　連結される子会社の事業年度等に関する事項
④　のれんの償却に関する事項
2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
⑴　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④　当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
①　有価証券の評価基準及び評価方法
②　有形固定資産の減価償却の方法
③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
④　貸倒引当金の計上方法
⑤　退職給付に係る会計処理の方法
⑥　リース取引の処理方法
⑦　ヘッジ会計の方法
⑧　金銭の信託の評価基準及び評価方法
⑨　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑪　その他採用した重要な会計方針
⑫　子会社等が採用した会計方針のうちに株式会社国際協力銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りではない。
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項
①　会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
②　当該連結会計年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
⑷　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第14条の２から第14条の８までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
⑺　連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の６第１項から第３項までに規定する有価証券に関する事項